

# 第16回三木市・吉川町合併協議会

平成17年8月31日(水)

様式第1号(第7条関係)

会 議 録

会議の名称	第16回三木市・吉川町合併協議会	
開催日時	平成17年8月31日(水) 開 会 午前13時59分 閉 会 午前15時29分	
開催場所	三木市立教育センター	
議長氏名	加古房夫	
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり	
会議事項	1 議 題 別紙のとおり	2 会議結果 別紙のとおり
	会議の経過 別紙のとおり	
会議資料	第16回協議会会議資料 1式	
会 議 録 の 確 定		
確 定 年 月 日		署 名 押 印
平成17年10月 5日		署名委員 印 印

第16回三木市・吉川町合併協議会出席者名簿

区 分	団 体 名	氏 名	出席
1号委員	三木市	加 古 房 夫	
	吉川町	岩 波 勉	
2号委員	三木市	安 福 治 夫	
	吉川町	永 塩 崇	
3号委員	三木市	森 本 吉 治	
	吉川町	田 中 修 身	
4号委員	三木市	井 川 隆 雄	
		和 泉 藤 枝	
		岡 田 保	欠
		小 河 壯 太	
		中 井 昭 八 郎	
		西 田 博 之	
		西 本 凱 昭	
		宮 脇 史 郎	
		安 福 恵 子	
	吉川町	大 西 俊 昭	
		大 前 政 博	
		亀 井 美 鈴	
		高 橋 早 弓	
		中 久 保 通 彦	
		西 原 雅 晴	
		西 山 利 幸	
		藤 田 芳 明	
	吉 田 ・ 規		
	共 通	櫛 笥 享 夫	
顧 問	共 通	鷲 尾 弘 志	

三木市・吉川町合併協議会幹事会等出席者名簿

区 分	団 体 名	氏 名	出席
幹 事	三木市	澤 田 頼 男	
		井 本 智 勢 子	
		榊 原 敏 夫	
		告 野 衛 治	
		小 山 久 男	
	吉川町	小 西 利 隆	
		香 下 利 忠	
		長 谷 川 義 雄	
		岸 本 良 仁	
		岩 崎 正 勝	
上 北 隆 昭			
議会議務局副会長	三木市議会議務局長	生 田 俊 博	
議会議務局副副会長	吉川町議会議務局長	小 俵 健	
健康福祉部会長	三木市健康福祉部長	加 藤 久 勝	
国保・介護保険分科会	三木市健康福祉部国保介護課長	近 藤 眞 三	欠
住民生活部副副会長	吉川町住民生活課長	吉 本 孝 好	
産業経済部会長	三木市経済部長	井 上 達 夫	
商工観光分科会	三木市経済部商工観光課長	北 井 信 一 郎	
住民生活部会長	三木市市民生活部長	西 台 利 正	
交通・防犯・環境分科会	三木市市民生活部生活安全課長	増 田 純 一	
産業経済部副副会長	吉川町地域振興課長	衣 笠 美 好	欠
福祉分科会	三木市健康福祉部福祉課長	井 上 要 二	
健康福祉部副副会長	吉川町健康福祉課長	大 垣 早 苗	欠
健康福祉分科会	吉川町健康福祉課参事	尾 崎 正	
農林分科会	三木市経済部農業振興課長	近 藤 昌 樹	
財政・管財分科会	三木市総務部財政課長	大 西 浩 志	
企画分科会	三木市企画部企画政策課副課長	田 中 正 司	

三木市・吉川町合併協議会事務局出席者名簿

	団 体 名	氏 名	出席
事務局	局 長	小 谷 政 行	
	次長兼 総務係長	藤 田 均	
	局長補佐兼 計画係長	梨 原 正 純	
	局長補佐兼 調整係長	廣 岡 喜 人	

# 第16回三木市・吉川町合併協議会結果概要

と き 平成17年8月31日(水) 14:00~  
ところ 三木市立教育センター 大研修室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 会議録署名委員の指名

西田博之委員(三木市) 西原雅晴委員(吉川町)

## 4 議 事

### (1) 報告事項

報告第29号 廃置分合処分決定書の交付について

報告第30号 廃置分合に係る官報告示について

報告第31号 各種事務事業(保健衛生関係事業)の取扱いにおける制度の変更について

報告第32号 各種事務事業(商工観光関係事業)の取扱いにおける制度の変更について

報告第33号 事務機構及び組織の取扱いの調整結果について

報告第34号 各種事務事業(交通関係事業)の取扱いの調整結果について

報告第35号 各種事務事業(高齢者福祉事業)の取扱いの調整結果について

報告第36号 各種事務事業(農林水産関係事業)の取扱いの調整結果について

報告第37号 その他必要な事項の取扱い(借地)について

報告第38号 その他必要な事項の取扱い(議員政務調査費)について

## 5 その他

(1) 主な公共施設等の名称について(資料1)

(2) 合併啓発パンフレットについて(資料2)

(3) 合併記念式典について(資料3)

(4) 合併までのスケジュールについて(資料4)

## 6 閉 会

# 第16回協議会 会議資料

平成17年8月31日

**\*\* 三木市・吉川町合併協議会 \*\***

## 資料目次

番号	題名	ページ
<b>報告事項</b>		
報告第 29 号	廃置分合処分決定書の交付について	1
報告第 30 号	廃置分合に係る官報告示について	3
報告第 31 号	各種事務事業(保健衛生関係事業)の取扱いにおける制度の変更について	5
報告第 32 号	各種事務事業(商工観光関係事業)の取扱いにおける制度の変更について	10
報告第 33 号	事務機構及び組織の取扱いの調整結果について	14
報告第 34 号	各種事務事業(交通関係事業)の取扱いの調整結果について	22
報告第 35 号	各種事務事業(高齢者福祉事業)の取扱いの調整結果について	25
報告第 36 号	各種事務事業(農林水産関係事業)の取扱いの調整結果について	30
報告第 37 号	その他必要な事項の取扱い(借地)について	34
報告第 38 号	その他必要な事項の取扱い(議員政務調査費)について	37



<p>小谷事務局長</p>	<p>開会 午後 1 時59分</p> <p>それでは、失礼いたします。皆さん、ご苦労さまでございます。</p> <p>定刻に少し時間早いわけでございますけども、全員お集まりをいただいておりますので、これより第16回三木市・吉川町合併協議会を開かせていただきたいと思います。</p>
<p>加古会長</p>	<p>開会に当たりまして、会長の方よりごあいさつを申し上げます。</p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本当に暑い夏がようやく過ぎ、残暑となってまいったわけですが、暑さはまだまだ続いておるところでございます。きのうから思わぬ大雨になって、少しは生物にもいいんかな、こんな思いもいたしております。</p> <p>そうした本日、大変お忙しい中、お繰り合わせ、ご出席をいただきまして、三木市・吉川町合併協議会の第16回目の協議会が開けることになりました。皆さん方のご出席に心から御礼を申し上げ、今日までのご苦労なりご協力に感謝申し上げるものでございます。</p> <p>時間のたつのも早いと申し上げたら何とか思いますが、もう10月24日までは50日近くになってきたんかなと、こんな気もするわけでございます。これらがなお有終の美を飾りながら、その日を迎えられることを期待もいたしておるわけでございます。</p> <p>そのようなことで、この9月の議会におきましては、それぞれの町議会におきまして関連の条例整備の議案を提案させていただき、協議会の協議に基づいての条例改正を行ってまいりたい、このように考え、また議会のご協力をお願いするところでございます。</p> <p>そのように、いろいろと本日もご報告させていただくことがあるわけですが、それらにつきましてもご理解をいただき、円滑のうちに事業ができ上がりますことを、そして新たな三木市が発足できますことを皆さん方とともどもに努力してまいりたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げ、まことにその意を尽くしませんが、本日の協議会の開会に当たりましての、措辞ながらごあい</p>

<p>小谷事務局長</p>	<p>さつにかえさせていただきます。また、よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、早速ではございますけども、会議の次第に従いまして議長の方より進めていただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>加古議長</p>	<p>それでは、また進行役を務めさせていただきますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。</p> <p>本日の会議の出席委員は24名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしましたものとさせていただきます、ただいまから第16回三木市・吉川町合併協議会を開会いたします。</p> <p>引き続きまして、議事に入らせていただくわけでございますが、議事に入るまでに、議事録署名人の指名を私の方からさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本日、今回の会議録の署名委員につきましては、三木市の西田博之委員、吉川町の中久保通彦委員を指名させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>中久保委員</p>	<p>あの、私、前回も、15回もさせていただいたんですけど。</p>
<p>加古議長</p>	<p>そうやったんか、えらいすんません。</p> <p>(構へんのちがうの声あり)</p>
<p>加古議長</p>	<p>構へんけど、分かれた方がええな、そらそうや。</p>
<p>藤田事務局次長</p>	<p>ちょっと待ってください。</p>
<p>兼総務係長</p>	
<p>加古議長</p>	<p>それでは、まことに失礼いたしました。中久保委員さんから、続けてということでございますので、それでもいいわけですが、ちょっとぐあいが悪いとご連絡いただきましたので、かわりの方を指名させていただきます。それでは、吉川町の西原雅晴委員を議事録署名委員に指名をさせていただきます。</p> <p>そのようなことで、三木市の西田委員さん、吉川町の西原委員さん、このお二方によろしく願いをいたします。どうも失礼いたしました。</p>

小谷事務局長

それでは、議事に移らせていただきます。

まず、報告事項でございますが、報告第29号の廃置分合処分決定書の交付について及び報告第30号の廃置分合に係る官報告示についてを事務局より報告させていただきます。

説明願います。

それでは、報告事項の説明をさせていただきます。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第29号 廃置分合処分決定書の交付についてのご報告を申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

2ページのところでございますけども、市町の廃置分合処分決定書につきましては、6月14日に兵庫県知事より、三木市及び吉川町の市町長に交付をされたものでございます。

これは、合併協議会の皆様によりご協議をいただき、両市町の議会において承認をされました合併につきまして、3月17日に兵庫県知事に廃置分合、いわゆる合併の申請書を提出しておったところでございますけども、6月の兵庫県議会の本会議におきまして、三木市と吉川町の廃置分合議案が可決されましたのを受けまして、知事が決定されたものでございます。

その後、県知事より総務省に届け出がなされております。

引き続き、3ページの報告第30号でございます。

廃置分合に係る官報告示についてのご報告を申し上げます。

資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページの一番上の右の枠が囲んでいるところをごらんいただきたいと思います。

総務省告示第742号で、三木市と吉川町の合併が正式に総務大臣により告示をされたものでございます。

これは、廃置分合処分決定書の交付が兵庫県知事よりなされまして、同時に総務省に届け出をされ、三木市・吉川町の合併について

<p>加古議長</p>	<p>手続が行われまして、7月7日に総務大臣により告示をされたものでございます。</p> <p>これによりまして、合併に関する法的な事務手続が完了したことになります。改めて、合併協議会の委員の皆様にご報告を申し上げまするものでございます。</p> <p>以上で、29号、30号の報告を終わらせていただきます。</p> <p>報告第29号及び報告第30号の告示関係につきましては、一応報告の説明のとおりでございます。</p> <p>ただいまの29号、30号につきましては、質問またはご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>ないようでしたら、次の報告第31号 各種事務事業（保健衛生関係事業）の取扱いにおける制度の変更についてを事務局より説明申し上げます。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>はい、それでは報告第31号 各種事務事業（保健衛生関係事業）の取扱いにおける制度の変更についての報告を申し上げます。</p> <p>資料の5ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>保健衛生関係事業の取り扱いにつきましては、第5回目の合併協議会におきまして、合併時に三木市の制度に統一する。ただし、母子福祉医療事業については、合併後2年以内に三木市の制度に統一するといたしておりました。</p> <p>この福祉医療事業につきましては、県制度の変更に伴いまして、制度の変更と三木市単独事業の拡充が図られまして、7月1日より運用が開始をされております。合併協議会で確認をされておりました内容に変更が生じたために報告をするものでございます。</p> <p>それでは、次の資料の6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>まず、6ページの（1）番の老人福祉医療事業についてでございます。</p> <p>これは、県制度の改正によるものでございまして、変更後のとこ</p>

ろをごらんになっていただきますと、ここでは主な改正点を上げておりますけども、65歳から70歳未満の高齢者の医療費の自己負担が、これまで1割負担であったものが2割負担になったこと。ただし、低と区分される方々、いわゆる低所得者につきましては1割負担に据え置かれております。また、1カ月の自己負担の限度額も従前と変わりはありません。さらに、合併による変更もございません。

次に、7ページの(2)の高齢重度心身障害者福祉医療事業、また(3)の重度心身障害者福祉医療事業につきましては、改正の内容を下の変更後のところに記載いたしておりますけども、改正点といたしましては、この両事業とも、精神障害者1級の方が支給対象となったこと。また、自己負担につきましては、これまで全額公費負担となっておりますが、一部負担の制度が導入されまして、前年所得により、表にあらわしておりますように2つの階層に区分をされまして、それぞれの負担額を定めております。この両事業とも、老人福祉医療と同様に、合併による変更はございません。

次に、資料8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。  
(4)の乳幼児福祉医療事業についてでございます。

改正の県制度におきましては、入院、通院とも、所得により2階層に分けまして一部負担を求めています。三木市では単独事業として、これまでは通院のゼロ歳児のみ無料としておりましたが、このたびの改正に合わせて、ゼロ歳児から2歳児まで自己負担なしと制度を拡充いたしております。吉川町は、県制度をそのまま適用しておりまして、すべてに一時負担を求めています。合併によりまして三木市の制度に統一をするため、ゼロ歳から2歳児につきましては自己負担なしの扱いとなります。

次に、母子福祉医療事業についてでございます。

9ページのところでございます。

これまで、三木市では表のとおり所得制限の要件を満たしている場合につきましては、自己負担の全額を公費負担といたしております。

<p>加古議長</p>	<p>したが、このたびの県の改正によりまして、他の福祉医療事業と同様、所得に応じまして2つの階層に区分し、自己負担を求めています。一方、吉川町では、改正後も自己負担は県制度を適用いたしておりますが、所得要件は適用せず、その要件を満たさない方も町の単独事業として受給者扱いをいたしております。しかし、これにつきましては、合併後2年以内に三木市の制度に統一することになり、所得要件が適用されることとなります。</p> <p>以上で、第31号の報告を終わらせていただきます。</p> <p>報告第31号 各種事務事業（保健衛生関係事業）の取扱いにおける制度の変更についての説明が終わりました。</p> <p>ご質問、またご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>ご発言がないようでございますので、報告第32号 各種事務事業（商工観光関係事業）の取扱いにおける制度の変更について、事務局より説明申し上げます。</p> <p>事務局、お願いします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、報告第32号に移らせていただきます。</p> <p>各種事務事業（商工観光関係事業）の取扱いにおける制度の変更についてのご報告を申し上げます。</p> <p>資料の10ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>この商工観光関係事業の取り扱いにつきましては、第4回目の合併協議会で、中小企業等融資制度については、合併時に三木市の制度に統一するといたしておりました。</p> <p>この中小企業等融資制度につきましては、その後、県や他市町の融資制度を比較、検討し、中小企業への支援充実を図るべく、わかりやすく使いやすい融資制度に今年4月より変更いたしております。したがって、合併協議会で確認された内容に変更が生じたため、ご報告を申し上げます。</p> <p>それでは、資料の11ページ、12ページの方をお開きいただきたい</p>



出すことができるように調整する。2として、吉川支所の機能、組織機構については、住民アンケート結果、各種事務事業調整結果を踏まえ、身近な窓口サービスの維持を基本として調整すると、こういうふうな調整内容となっていました。

この事務機構及び組織につきましては、その後、両市町におきまして検討を重ねてまいりました。このたび、支所の組織及び業務内容が固まりましたので、報告をさせていただきます。

資料の15ページ、16ページをお開きいただきたいと思います。

この15ページ、16ページにつきましては、前回の資料に説明をいたしました、いわゆる現在の状況の組織機構のものでございます。

次に、17ページの方をお開きいただきたいと思います。

ここでは、その調整結果ということで表に取りまとめをいたしておりますけども、吉川支所の組織といたしまして、支所を統括する支所長を配置いたしまして、そのもとに企画総務課、国体室、市民生活課、健康福祉課、経済課、建設課の5課1室の体制で運営することといたしております。

また、右側の方では、本庁直轄とするというふうに書いてございますけども、吉川町の公共施設のうち、クリーンセンター、保育所、活動センター、公民館、幼稚園、小学校、中学校、また教育センターにつきましては、本庁のそれぞれの部署の直轄の施設となります。教育委員会の事務局につきましても統合し、三木市役所内になりますが、教育センター分室を支所内に設置し、教育相談等の業務を行うことといたしております。

次に、資料の18ページ以降でございますけども、これは表題に掲げておりますように、三木市支所設置条例施行規則の案ということで上げさせていただいておりますけども、吉川支所の各課が取り扱う事務分掌を列記いたしております。これは、さきの協議会で承認をいただきました基本方針や住民アンケート結果を踏まえたものでございまして、今まで役場で行っていた身近な手続や申請等につき



ましては、市役所本庁に行くことなく処理できるような体制を考えておるものでございます。

18ページ、例えば第3条のところでございますけども、事務分掌として、企画総務課の事務分掌の例を挙げております。1つは、支所の総合調整に関する事、また次の広報公聴活動の企画調整に関する事、以下、次のページをごらんになっていただきますと、20番目のところに他の所管に属さない事項に関する事、これらの事務を担当することになります。

また、国体室におきましては、1番のところでは吉川国体実行委員会に関する事、以下、7番目のソフトテニス競技施設の整備に関する事、これらの事務を担当することになります。

市民生活課におきましては、1番の住民基本台帳に関する事、また戸籍に関する事等々、下の20番目の児童手当に関する事、これらの事務を担当することになります。

また、次の健康福祉課におきましては、1番の健康づくり支援に関する事、健診事業に関する事、以下、右の20ページの方、それぞれ挙げてございますけども、26番目に児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事等々の事務を取り扱うことになります。

経済課におきましては、観光振興に関する事、商工業振興、農業振興に関する事等々の事務を取り扱うことになります。

建設課におきましては、道路、河川の建設改良及び維持管理に関する事、以下、21ページのところで書いてございますけども、10番目の水洗化の促進に関する事、これらの事務を取り扱うことになろうかと思っております。

また、これらの事務を取り扱うにおきましては、吉川市内配置の職員ということになりますけども、支所及び本庁直轄施設の配置職員は、これまでも申し上げておりましたけども、現在の職員の約7割から8割の職員をこれらの部署で当たることになろうかと思っております。

<p>加古議長</p>	<p>以上で、簡単ですけれども報告第33号の説明を終わらせていただきます。</p> <p>ただいまの報告第33号 事務機構及び組織の取扱いにつきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>ないようでしたら、事務機構及び組織の取扱いにつきましては、このようなことで進めさせていただきますことをご了承いただきます。</p> <p>では、報告第34号 各種事務事業（交通関係事業）の取扱いの調整結果についてを事務局からご報告申し上げます。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、報告第34号に移させていただきます。</p> <p>各種事務事業（交通関係事業）の取扱いにおける調整結果についての報告を申し上げます。</p> <p>資料22ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>これは、第10回目の合併協議会におきまして協議をされ、防犯灯の取り扱いについては、吉川町内設置の防犯灯の維持管理の方法や、三木市区域も含めた未設置箇所の整備のあり方等について、一部調整を要することとなっておりますが、その取り扱いがまとまりましたので、今回ご報告を申し上げるものでございます。</p> <p>資料の23ページ、24ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>調整結果といたしましては、右の枠に調整結果として掲げてございます。</p> <p>まず1番として、住宅地域やその周辺での設置要望及び維持管理については、「三木市防犯灯の設置及び維持管理要綱」により対応するということになります。</p> <p>また、2としましては、自治会間の境界付近などで住宅が存在しないため、上記1の対応では整備が進まない区域については、三木市の要綱を適用せず、市の負担で設置し、設置後は市が直接管理することで整備を図っていくことになります。</p> <p>3といたしましては、吉川町区域の防犯灯の維持管理の方法をま</p>

	<p>とめております。まず(1)としましては、100ワットの水銀灯130灯は、道路照明として市の土木課が維持管理を行います。(2)として、上記2の市が直接管理する防犯灯に区分される、いわゆる自治会間の境界付近などの住宅が存在しない箇所の防犯灯279灯は、市の生活安全課で維持管理をいたすこととなります。(3)といたしましては、他の防犯灯につきましては、上記1、すなわち住宅地域やその周辺の防犯灯につきましては、三木市の要綱に基づき、電気料金を除き、防犯灯の球の交換などにつきましては自治会で維持管理を行ってもらうこととなります。</p> <p>なお、これらにつきましては、平成18年度から実施することになっております。</p> <p>4番目としまして、上記の3番の(3)、すなわち吉川町域にございます主要な県道であります加古川三田線、西脇三田線に沿って設置をされております110灯につきましては、交通量が多いという現状を考慮いたしまして、合併後3年間、すなわち平成20年度末までは市が維持管理することとなります。</p> <p>次に、24ページの方でございますけども、5番目としまして、三木市で整備がおくれている上記の2、すなわち自治会間の境界付近など、住宅が存在しない箇所につきましては、毎年30灯程度ずつ計画的に整備を図っていくことといたしております。</p> <p>以上が調整結果でございます。報告の第34号の説明を終わらせていただきます。</p> <p>報告第34号の調整結果についての報告が終わったわけでございます。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>西山委員、はい、どうぞ。</p> <p>吉川町の西山でございます。</p> <p>ただいまの調整結果、第4番目、交通量の多い加古川三田線、西脇三田線に沿っての110灯という街灯については、3年間維持管理</p>
加古議長	
西山委員	

	<p>されるとございます。</p> <p>三木市内の主要県道につきましては、今現在においては街灯の維持管理はすべて地元自治会で行われているのでしょうか、その辺のことのご案内をお願いいたします。</p>
<p>加古議長 増田三木市 生活安全課長</p>	<p>説明。</p> <p>三木市域におきましては、主要地方道と主要県道におきまして、防犯灯につきましては、地元で維持管理されております。電気代は、もちろん市が持っております。</p>
<p>西山委員 増田三木市 生活安全課長</p>	<p>街灯。</p> <p>道路照明は、道路管理者が管理しておりますが、防犯灯につきましては、20ワットの蛍光灯なんですけど、地元で管理。</p>
<p>西山委員 加古議長</p>	<p>はい、結構です。</p> <p>20ワットということやけど、それから100ワットいうてこれに書いとるのは、これはどういう意味。</p>
<p>増田三木市 生活安全課長 加古議長</p>	<p>それは、吉川町の。</p> <p>100ワットか。</p>
<p>増田三木市 生活安全課長 加古議長</p>	<p>分があるということです。</p> <p>ああ、そうか。</p>
<p>大前委員</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>吉川町の大前です。</p>
<p>増田三木市</p>	<p>これから設置、新しくされるところもあるかと思うんですが、やはりこの20ワット、蛍光灯ということでしょうか。というのは、蛍光灯は、必ずしも20ワットでしたら明るくないと思います。それと、寿命的に見ましても余り長持ちしないと。それであれば、最初から水銀灯という形にされるんか、そのあたりお聞きしたいと思います。</p> <p>あくまで歩行者もしくは自転車をも想定しまして、車両については</p>

<p>生活安全課長</p>	<p>20ワットでは足りないと思いますが、基本的には60メートルピッチ、要するに電柱2本に1本ぐらいの感覚で蛍光灯を設置すれば、歩行者の方の明かりにはなるという基本的な考え方でございます。</p> <p>したがいまして、20ワットより上げる考えは今のところございません。</p> <p>それと、対応時間でございますが、約6,000時間程度、20ワットの電球でもつと考えております。</p>
<p>大前委員</p>	<p>私も、ちょっと通勤しておって、車で行き帰りするんですが、かなり蛍光灯の、吉川町におきましても、蛍光灯のついてないところがたくさんあります。それと、夜明けのあんどん、ついてるかどうかいうところもあります。そういったことで、今後、維持管理のことを考えれば、水銀灯の方がかえて長持ちして安くつくんじゃないと、このように思います。</p> <p>それと、高さ的にもかなり高いところについておりますので、ほとんど明るさをなしてないと。真っ暗なところであれば、かなり効果があるかわかりませんが、それでいいかどうかということですね。</p> <p>ですから、これだけ文明の利器が発達しておりますので、そういったところを考慮していただければと。</p> <p>また、その明るさだけでいいんだということであれば、そういった20ワットの蛍光灯でもいいかと思うんですが、それらもかたちだけという管理ではと私は思っております。ですから、今言いますように水銀灯に改良するなり、あるいは進める場合でしたら、これから新しい照明器具に変えるとか、維持管理といったことも考えて、20ワットの蛍光灯にこだわることはないんじゃないかと、このように思います。</p>
<p>加古議長</p>	<p>ご提案いただきましたように、水銀灯につきましては、今最初に説明も申し上げましたが、道路照明が主体でございますので、これは道路照明として、また別途、防犯灯とは関係なく、必要な道路に設置をしていくと、こういうことでもございますし、防犯灯は、あ</p>

<p>小谷事務局長</p>	<p>くまでも歩行者を幾らか暗がりから守るというんですか、明かりを示唆すると、こういうことでの20ワットということにしておりますので、その20ワットがいいか、また30ワットがいいか、防犯灯としての蛍光灯のものについて、またその都度検討はさせていただこうと、このように存じます。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>ないようでしたら、次の報告第35号の各種事務事業（高齢者福祉事業）についての調整結果をご説明申し上げます。</p> <p>はい、それでは報告の第35号に移らせていただきます。</p> <p>各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いにおける調整結果についてのご報告を申し上げます。</p> <p>資料は25ページでございます。</p> <p>この各種事務事業（高齢者福祉事業）の取り扱いにつきましては、第10回目の協議会におきまして協議をいただきまして、寝具類洗濯、また訪問理容、配食のそれぞれの高齢者サービスにつきましては、社会福祉協議会と調整の上、合併時に統一するという事になってございました。</p> <p>これらにつきましては、三木市と吉川町の合併に合わせまして、11月1日に合併されることになっております三木市と吉川町の社会福祉協議会とも調整をさせていただきまして、それが整いましたので、今回報告をさせていただくものでございます。</p> <p>資料の26、27ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>まず、1番目の寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業についてでございますけども、これについての調整結果、右の方に掲げておりますけども、その対象者としましては、心身の障害及び疾病等の理由で、寝具の衛生管理が困難な人で、65歳以上の単身世帯、また65歳以上の高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに重度障害者等といたしております。</p> <p>実施内容といたしましては、敷布団・かけ布団の丸洗いが年1回</p>
---------------	--



各種事務事業（農林水産関係事業）の取り扱いにつきましては、第7回目の合併協議会におきまして協議をいただきまして、そのうち農業振興助成事業につきましては、三木市・吉川町の各助成事業について整理統合して、合併時に再編するとなっております。

その後、両市町によりまして調整が図られた結果、これらの取り扱い方針がまとまりましたので、簡単にご報告をさせていただくものでございます。

資料の31、32ページをお開きいただきたいと思います。

ここは、いわゆる現況ということでございまして、前回の協議会でも説明させていただいた資料そのままを載せてございます。

調整結果につきましては、次の33ページをお開きいただきたいと思います。

ここでは、その調整結果といたしまして、三木市・吉川町の農業振興助成事業が再編され、今後の三木市の農業振興の助成の調整がなされたものでございまして、その調整の結果といたしまして、現在の要綱等を再編いたしまして、新たに規則を制定いたしまして、現行と同等の助成を行うとするものでございます。

その内容でございますけれども、1番としまして、対象者には、地域の農業を担う農業法人及び担い手農家の育成を図るため、3戸以上の農家で組織する団体や農林畜産業の振興指導を目的とする団体及び認定農業者で、個人に対する助成は行われません。

2といたしましては、交付事業でございますけれども、共同利用施設の設置や共同利用農機具の導入に対しまして農業振興の助成が行われまして、営農組合や担い手農家への支援が行われることとなります。

また、吉川町が進めてこられております地力増進事業につきましては、合併後に三木市全域に助成事業を広げ、土づくりの充実が図られることとなります。

また、農地集積規模拡大支援事業につきましては、三木市の現行



<p>加古議長</p>	<p>制度に準じて行うこととしてございます。</p> <p>以上で、報告の第36号の説明を終わらせていただきます。</p> <p>報告第36号につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>ないようでしたら、報告第37号のその他必要な事項の取扱いについてをご報告いたします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、報告の第37号でございます。</p> <p>その他必要な事項の取扱い（借地）についての報告を申し上げます。</p> <p>資料は34ページでございます。</p> <p>その他必要な事項の取扱い（借地）の取り扱いにつきましては、第6回目の合併協議会におきまして協議をいただき、吉川町の公共施設の借地につきましては、合併までに解消に努めるとしておられました。</p> <p>その後、吉川町におきまして、借地解消に向けまして関係者への対応に努められた結果、今回、その現状について報告をさせていただくものでございます。</p> <p>資料の35ページ、36ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>まず、現況でございますけども、三木市の方では、面積にして1,428平方メートル、吉川町では5万1,841.82平方メートルの借地がございます。</p> <p>これら借地解消への状況につきましては、36ページのところでございますけども、三木市におきましては、2筆ございます土地1筆は17年度に解消の見込みでございます。また、もう1筆は18年度以降の見通しのもとに、現在交渉を継続いたしてございます。</p> <p>吉川町におきましては、借地の中で、買収予定のものと一定期間借地の後に返還するものに整理をされまして、その買収予定面積といたしましては3万4,191平方メートル余りで、一定期間借地の後返還を予定しておりますのが1万7,650平方メートル余りでござい</p>

	<p>ます。</p> <p>現在までに借地の解消をしたものとしまして、アとしまして、買収済み及び契約済みの面積が2,139平方メートル余りとなっております。また、イの返還された面積としまして1,678平方メートル余りで、合わせて3,818.02平方メートルが解消されております。</p> <p>対応におきましては、引き続き関係職員が各地権者宅へ出向きまして、解消に努められておるところでございます。</p> <p>以上、簡単でございますけども、報告第37号の説明を終わらせていただきます。</p>
加古議長	<p>報告第37号の説明が終わったわけでございます。</p> <p>ご質問並びにご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>ご質問がないようでございますので、報告第38号 その他必要な事項の取扱いについての説明を申し上げます。</p>
小谷事務局長	<p>それでは、報告第38号に移らせていただきます。</p> <p>その他必要な事項の取扱い（議員政務調査費）についての報告を申し上げます。</p> <p>資料は37ページでございます。</p> <p>議員政務調査費につきましては、各議員の方々が調査研究のために必要な経費の一部を政務調査費として交付されているものでございます。三木市と吉川町では、主に交付額に違いがございまして、このたびの合併に合わせまして調整がなされましたので報告するものでございます。</p> <p>現況及びその調整内容につきましては、資料の38ページをお開きいただきたいと思っております。</p> <p>この議員政務調査費につきましては、法に基づきまして条例で規定をされておるものでございますけども、吉川町におきましては、対象は議員、交付額は議員1人当たり月額1万円となっております。三木市では、対象は会派、交付額につきましては、年額、議員1人</p>

<p>宮脇委員 加古議長 宮脇委員</p>	<p>当たり 8 万円となっております。</p> <p>用途の基準につきましては、三木、吉川とも余り変わりはない内容となっておりますけれども、調整により、合併時に三木市の制度に統一するということといたしまして、ただし交付額については、議員 1 人当たり年額 12 万円とするとの調整となっております。</p> <p>以上、簡単でございますけれども、報告第 38 号の説明を終わらせていただきます。</p> <p>これは、協議事項やなくて報告事項か。</p> <p>そういうことでございます。</p> <p>じゃあ、しゃあないな。</p>
<p>加古議長</p>	<p>おとついの新聞に載りまして、初めて知ったわけですけども、安福議長の談話も載っておりましたけども、議長、ええことをおっしゃってましたですな。もっと議員の年俸を上げて、議員数を減していくと、これは結構なことやねんけど、その言葉どおりいきますように、ひとつお願いします。</p>
<p>加古議長</p>	<p>ほかにご質問ございませんか。ご発言ございませんか。</p> <p>それでは、ご発言がないようでございます。ただいまも宮脇委員さんからご発言がございましたように、この議員調査費につきましては、吉川町の例に倣いまして、年額 12 万円を交付させていただくと、こういうことに提案をし、進めさせていただきますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。</p> <p>報告事項は終わったわけでございます。</p> <p>それでは、その他につきまして、パンフレット等のご説明をさせていただきます。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、次第の 5 番目のその他の方に移らせていただきます。</p> <p>その(1)番目の主な公共施設等の名称についてでございます。</p> <p>資料 1 というところをお開きいただきたいと思います。</p> <p>この公共施設等の名称につきましては、この合併によりまして、吉川町の名称を新市の三木市に変える必要がございますことから、</p>

それぞれの施設名を改正いたすものでございまして、それぞれの施設名を、表に上げているとおり、現在の名称と新しい名称に分けて、そこに記載いたしております。

また、右のところには、参考として現在の三木市の名称を掲げてございますけども、このたびの改正によりましては、基本的には吉川町の施設につきましては、現在「吉川町何々」となっておりますものを、「三木市吉川何々」というふうな名称に置きかえようとするものでございます。

ただ、新しい市に1カ所しかないような施設、いわゆる独自の施設につきましては、そのまま頭には市または町の冠はつけてございません。さらに、現在の三木市の例に沿った形でつけたものもございします。

それでは、一通り説明させていただきます。

資料1の1ページでございますけども、左の区分のところを見ていただきますと、市役所・支所でございます。現在の吉川町役場は三木市吉川支所というふうになります。

また、教育施設関係につきましては、それぞれ小学校、中学校、幼稚園とございますけども、吉川町立を三木市立に置きかえをいたします。

次の2ページ、3ページでございますけども、社会教育施設関係でございます。公民館の関係でございますけども、吉川町中央公民館がございしますけども、これは三木市の公民館の例によりまして、三木市吉川町公民館といたしております。また、貸潮の公民館につきましては、分館の位置づけをいたしております。

それから、3ページの方では、社会体育施設の関係でございますけども、これも基本的には吉川町を三木市吉川というふうに置きかえるということで、町民体育館につきましても、現在三木市の方では三木市民体育館というのがございしますので、三木市吉川体育館ということにしております。

次に、福祉施設関係でございますけども、これも基本的には吉川町を三木市吉川と置きかえております。

それから、吉川町の温泉交流館というのがございますけども、これは新市になりましても独自の施設でございます。新市に1カ所しかございませんので、あえて冠はつけずに温泉交流館といたしております。

それから、次のページ、4ページ、5ページでございますけども、保育所の関係は、学校と同様、町立を市立に変えます。それから、学童保育所の関係でございますけども、三木市の方ではアフタースクールと呼んでおりますので、その名称に合わせさせていただいております。

それから、5ページの方でございます。クリーンセンター、これも吉川町を三木市吉川に置きかえをいたしております。

下の下水の関係施設の名称も同様でございます。

また、農業集落排水、これらにつきましては、三木市の名称と同様にいたしております。今現在、吉川町の方では、それぞれのところの地区という名称を入れておりますけど、それを取っております。

それから、次のページ、6ページでございますけども、山田錦の館、これにつきましても、独自の施設でございますので、冠はつけずに、そのままいかせていただきます。

それから、次の都市計画施設、いわゆる中央活動センターでございますけども、これにつきましては、三木市におきましては三木山総合公園というのがございまして、それに準拠するような形で、吉川総合公園とさせていただいております。

消防署の方は、これは全くそのままでございます。

以上、主な公共施設の名称を新しい名称に置きかえたものでございます。

以上、説明にかえさせていただきます。

<p>加古議長</p>	<p>ただいま説明させていただきました主な公共施設の名称につきまして、ご意見、またご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>ないようでしたら、次に合併啓発パンフレットについてを事務局から説明させていただきます。</p> <p>それでは、次の資料2の方に移らせていただきます。</p> <p>これは、合併啓発パンフレットの関係でございますけども、資料2の方をごらんいただきたいと思います。</p> <p>これにつきましては、本年10月24日に新しい三木市が誕生するわけでございますけども、住民の皆様方に、この合併によりまして制度や仕組みが若干変わるものがございます、これらを住民の皆様にお知らせしようとするものでございまして、この啓発パンフレットにつきましては、各家庭に10月上旬には配布をできるように準備をいたしておりまして、このたび、その案が固まりましたので、協議会の委員の皆様にお知らせをさせていただくものでございます。</p> <p>内容を簡単に説明申し上げたいと思います。</p> <p>1ページめくっていただきますと、2ページのところでございますけども、ここでは市役所の本庁と吉川支所の所在地や連絡先を上げてございます。</p> <p>また、3ページからは、各種届け出の窓口や主な業務を各項目ごとにあらわしております。特に3ページにおきましては、1つの例といたしまして、「届出・証明書」として、戸籍の届け出とか住民登録、また印鑑登録の受付窓口、さらには健康や福祉に関する窓口を上げてございます。</p> <p>以下、4ページ以降につきましても、同じく主な事業、身近な事業を中心に、各事業ごとにまとめてございます。</p> <p>ずっと5ページ、6ページ、7ページ、8ページまでは、それぞれの行政の事業について簡潔に説明させていただいてます。</p> <p>9ページにつきましては、特に吉川町の皆様へということで、吉</p>

川町の方では住所が変更することになります。美 郡吉川町が三木市というふうに置きかわることになりますので、そのお知らせをさせていただきますいております。

また、その下のところでは、この住所が変更することによりまして、それぞれ関係する証書、また手帳等の変更の手続につきまして説明をさせていただきます。例えば、印鑑登録証につきましては、右のところ、合併後に新しいカードと随時引きかえ交付をいたしますということでございます。以下、ずっとそういうふうに、それぞれの種類ごとにどういう手続をしたらいいか、また手続の必要のないものも、またそういうふうに注意書きを入れさせていただきます。

次に、11ページのところには、これは合併時、10月24日現在の新しい三木市の行政機構図を上げております。今現在、三木市の方は現状と変わらないかと思えます。そこに、先ほども申しました吉川支所と直轄の施設、特にその直轄の施設も上の方に入ってこようかと思えます。

その下の方には、合併により新たに設置された吉川支所ということで、吉川支所の課の名称を上げております。これは、非常に簡潔なものでございますので、中身につきましては、先ほど申し上げました内容でそれぞれ業務を行うというふうになってございます。

次の12ページでございますけども、これは新市になりますと、三木市と吉川町が合体をいたしまして一つの地域になります。これまで、こういう地図はそれぞれ別個に上がっておったかと思えますけども、一つの市になりますので、それぞれの主な施設、どこにどのような施設があるかということをお知らせいたします。

これも、もう少し工夫をする必要があるかとは思いますが、この地図も含めまして、それぞれの、先ほど説明申し上げましたこの内容につきまして大体の案は固まっておりますけども、さらに検証いたしまして、間違いのないように、最終的に印刷をした上

<p>加古議長</p>	<p>で、10月の上旬には各ご家庭に配布できるようにしたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>パンフレットの説明が終わったわけでございます。</p> <p>ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>それでは、ご質問がないようでございますので、次に合併記念式典を行ったらというような考えで、式典の内容等について、一応説明を申し上げ、ご理解をいただきたいと存じます。</p> <p>それでは、説明願います。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、資料3の方に移らせていただきます。</p> <p>ここでは合併記念式典の開催要項を掲げてございます。</p> <p>その内容につきまして、簡単に説明申し上げますと、これにつきましては、このたびの合併を記念いたしまして、これまでの三木市、吉川町の歩みを検証しながら、今後の新市のまちづくりを考察するために記念式典を開催してはということで考えてございます。</p> <p>日時につきましては、本年12月4日、日曜日、午前9時半からお昼くらいまで、場所につきましては、三木市の文化会館大ホール、主催につきましては、三木市でさせていただくことになろうかと思っております。</p> <p>次第につきましては、そこにとりあえず案として掲げてございます。</p> <p>また、式典が終わりますと、その後、休息といいますが、休憩を挟みまして、記念講演をさせていただいたらということで考えてございまして、その講師につきましては、三木市の出身でございます、現在、国の総務省の消防庁長官を就任されております板倉様にお越しできないかということで今調整をいたしているところでございまして、この市町村合併の現状といいますが、それとか、ご本人が長年総務省で培ってこられました体験を通じて、地方の時代と言われる中で、今後、特色あるまちづくりとか安全・安心のまちづくりを</p>



<p>加古議長</p>	<p>進める上でどういうものが必要かというような事柄についてご示唆いただければと、そういうようなことを考えてございます。</p> <p>詳しくは、今後さらに関係機関と詰めさせていただきまして、固まりましたら、また市民の皆様にもお知らせをしたいと考えております。</p> <p>簡単でございますけども、記念式典の説明にかえさせていただきます。</p> <p>ただいま、資料3の合併記念式典につきましての案の内容をご説明させていただきました。</p> <p>皆さん方のご質問なりご意見ございましたら、ご発言をお願いいたします。</p>
<p>宮脇委員</p>	<p>これ、ちょっと、合併功労者で総務大臣からちょうだいするいうたら、これ、だれがもらうん。</p>
<p>加古議長 宮脇委員</p>	<p>だれがくれてるや、ちょっとわかりませんねんけど、今の時点で、合併功労市長感謝というのはわかりますねや。総務大臣、市長もろてやるのか、市長か町長が。</p>
<p>加古議長</p>	<p>よその、今いっとるの見たら、そのときの町長さんがもろておられるのはありましたけどね。</p>
<p>宮脇委員</p>	<p>いやいや、それで結構なんです。</p>
<p>加古議長</p>	<p>だから、そないしとるねんけど、よその祝賀会に行ったら、そんなことがございました。</p>
<p>宮脇委員 加古議長</p>	<p>なるほど、市長、町長がね。いや、聞いといた方がね。 そらそうや。</p>
<p>加古議長</p>	<p>(みんなも当たるのと違うんかな。市長功労者、皆当たるん違うかな。の声あり)</p> <p>いやいや、だからどんなことになっとるのか。</p>
<p>宮脇委員</p>	<p>(市長表彰、市長感謝まで、知事感謝も、ようけあるやん。の声あり)</p> <p>いやいや、もうそれ以上結構です。</p>
<p>加古議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p>

大変ご苦勞いただきましたんですが、そのようなことで12月4日に合併記念式典をこのような形で進めさせていただこうと思っておりますので、ご理解をお願いし、また多くの皆さんにお集まりいただけることをお願いするわけでございます。

特に、この記念講演につきましては、この8月15日に消防庁長官にご就任されました、三木市の3代目の収入役さんの息子さん、口吉川町の合併当時、総務課長されておりました方が東京で住んでおられて、板倉さんと名前を変えてそこにおられるわけでございますので、この板倉さんにできることならお願いし、また、その合併につきましては、総務省が力を入れてこのたびの平成の合併ができたわけですので、ご案内を申し上げて来ていただこうと、そして一言、余計なことですが講演もいただこうかと、こういう安全・安心なまちづくりをと、こう願っておるところでございますので、またよろしくご理解をいただくとともに、ご意見等々が後ほどございましたら、またご示唆いただければありがたいなど。

一応、板倉さんにつきましては、前もって、当日ご出席を願いたいと、こういうお願いをしてきとるのが現実でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次の合併までのスケジュールにつきまして、ご説明をさせていただきます。

それでは、資料といたしましては最後になるわけでございますけれども、資料4、一番最後のところをお開きいただきたいと思います。

ここでは、合併までのスケジュールということで、今後、主な行事予定を上げさせていただいております。

まず、上からいきますと、第16回合併協議会、これは本日のことでございます。

2つ目には、第17回合併協議会としておりまして、これが恐らく最終の協議会になろうかと思っておりますけれども、10月5日の水曜日に予定をさせていただいております。

小谷事務局長

また、3つ目といたしましては、三木市条例等の改正（三木市9月議会）といたしております。これは、会長の方からもお話がございましたけども、この合併に伴いまして吉川支所が設置されることや、それぞれ事務事業の統合を図る上で条例等の整理、制定をする必要がございます。これらにつきましては、合併までの議会におきまして議決をいただく必要がございます。間もなく9月議会が始まりますけども、現在のところ、この合併関連では60数本の条例の制定なり改正、こういうものを予定いたしております。そういうことで、この9月には9月議会がございますよということでございます。

また、4つ目には、吉川町の50周年記念式典と、あわせて吉川町の閉町式典、これを10月1日土曜日に開催される予定でございます。

5つ目には、三木市・吉川町合併協議会の解散というふうに入れております。これは、合併の前日をもって解散をすることになるわけでございますけども、これも議会における議決が必要でございますので、9月議会において承認をいただき、23日で解散をさせていただくというものでございます。

6番目には、これは合併の期日、10月24日でございますけども、この日には吉川支所の開所式を予定させていただいております。

その次に、7番目には、今も申し上げました合併の記念式典、これを12月4日に予定いたしております。

さらに、参考ということでございますけども、三木市議会選挙ということで、旧の吉川町限定としておりますけども、このたびの合併によりまして、吉川地域だけの増員選挙を行っていただくこととなりますけども、法的には合併後50日以内ということになっておりますけども、先ほど新聞報道にもございましたけども、選挙管理委員会では、11月13日告示、11月20日選挙という、こういう日程が内定されたという報道がございました。その線でいかれるものではないかと思っております。

さらに、一番下では、吉川町長等の事務引き継ぎということで、

<p>加古議長</p>	<p>これは合併に当たりまして、吉川町長さんから三木市長に事務の引き継ぎをしていただくこととなります。合併後20日以内ということですが、できましたら合併の日に引き継ぎをさせていただければというふうに考えてございます。</p> <p>以上、合併までの本当に主なスケジュールについて説明をさせていただきました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの合併までのスケジュールにつきまして、ご質問またはご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>ご質問もないようございまして、本日ご説明、ご報告申し上げる事項につきましては以上で終わったわけでございます。ご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。</p> <p>それでは、今後のその他につきまして、事務局からご説明願います。</p>
<p>西山委員</p>	<p>はい。</p> <p>終わりにセレモニーがあるように、一言お願いをしておきたい、かように思います。</p> <p>もう合併を前にいたしまして、吉川町もいろんな事業を鋭意進めているところなんです、私が非常に気にいたしておりますこと、今ちょうど三木市さんは予算編成にかかれたところじゃないかと、かように存じております。</p> <p>その予算編成に、合併協議の中で議決されたことがどのように反映されていくのか、私、非常に気になっておりまして、予算の伴うものにつきましては、絶対前に進めていただかないと、協議が終わったが予算がつかないのでは本当に前へ進まないなというのが実はございます。</p> <p>特に気になりますことは、吉川町、まだ圃場整備事業が終焉を迎えておりませんでして、換地作業が完全に終わっておりません。と、いいますのも、換地事業が非常に長引いておりまして、権利証がま</p>

だまだ当たってないところが多いというところがございます。

先だって、町道認定をすべく、町の方からいろいろなお諮りがあったわけなんです、認定という言葉が使えない。準認定という言葉で、将来市道になるところを、町道に準認定という名前のもとに事業を進めておられます。これは、後ほど三木市議会で市道に認定されるものだ我々は確信をして、準認定という名前のもとに、この道はしようがないと、三木市になって昇格するんだという確信を持っておりまして、地区内におきまして、この道、準認定だが、来年からは市道になるだろうということで、特に舗装をその地域の住民は期待をいたしております。

私も、代表といたしましてこの席に出ている以上は、準認定がスムーズに市道に認定をされまして、農道から市道に格上げ、そして舗装をされるはずだということを地区内あるいは地域で申し上げておりますので、この言葉がうそにならないように、私、予算編成の段階で特にお願いしておきたい。我々の生活道が舗装されますことを、まずお願いしときたい。そして、それが予算編成の中に反映されますよう予算編成をお願いしたい、特にお願いしておきます。

それと、図書館等のハード関係の、図書館、特に三木図書館、吉川図書館でしょうか、そういったものの建設も予定されておりますので、調査費だけは何とか予算計上してもらいたいなど。これも町民の大きな、吉川町にない施設の夢でございます、予算の中には調査費だけは何とか計上しておいてもらいたい、18年度に決めたい、やってもらいたいという意識があるんですが、それはもちろん無理なことでございますので、前へ進めるような予算措置をお願いしたい。町民が理解のできる、納得のできる予算編成を、18年度編成を特にやってもらいたいなど、その予算の中に、この合併協議が生かされている予算編成をお願いしたいということを、私はこの場で特に強くお願いをしておきたいと思っております。

加古市長には、本当にいろいろと予算、合併協議の中でいろいろ

	<p>とお願いいたします。特に私、お礼を申し上げたいのは、特に市長が認める事業として、対策事業を認めてもらっております。吉川の事業が三木まで広がるということで、私たち大変また喜んでいるわけなんです、こういったことがふえますように、今後ともひとつよろしくご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>加えまして、蛇足であります、加古市長には、18年度予算の中で、その予算執行されますよう、私はここで頼んでおかないと、市長がもしもおかわりになりますと、私は非常にどこへ何を言ってきたのかなという不安も一つ残りますので、失礼なことを申し上げますが、今後ともよろしく、吉川のご面倒を見てやっていただきたいと、最後に厚かましいお願いでございますが、何とぞ予算編成の中でよろしく反映のほどをお願いいたします。</p> <p>長時間、どうもありがとうございました。</p>
加古議長	<p>ほかにご発言、ございませんか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
大前委員	<p>大前です。</p> <p>先ほどの資料の中で、10月24日から新しい三木市が誕生しますということで、これ全戸配布になるわけですね。</p>
加古議長	<p>はい。</p>
大前委員	<p>それで、わかり切ったことかもわかりませんが、一番後ろの地図のところ、ちょっと余白がありますので、例えば吉川町が入りますので人数構成も変わってきます。それとか面積、そういうのが、ちょっと参考程度に入れていただければ、ほかの資料であるかもわかりませんが、ちょっと余白がもったいないかという思いですので、なるほどこういうぐあいに、吉川町が入ってこれぐらいの広さになって、何人がふえるんだなど、我々はわかりますが、一般の方にも一目瞭然でわかるように、余白をちょっと印刷していただければと、このように思います。</p>
小谷事務局長	<p>はい、それでは今ご提案ございましたその関係、ぜひその工夫を</p>

<p>加古議長</p> <p>小谷事務局長</p>	<p>して考えていきたいと思います。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>事務局、連絡願います。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、事務局の方より、最後の事務連絡をさせていただきたいと思います。</p> <p>その他のところでございますけれども、今も言いましたように、17回目の合併協議会の日程の件でございますけれども、次回につきましては、10月5日、水曜日を予定いたしております。時間帯は午後になろうかと思っておりますけれども、そのあたり、調整できましたら、調整次第、ご案内をさせていただきたいと思っておりますので、10月5日、午後は時間をあけていただければありがたいかと思っております。</p> <p>会場につきましては、都合上、同じくこの三木市教育センターを予定させていただきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>加古議長</p>	<p>事務局から、10月5日の午後に最終の合併協議会を開かせていただきたいというお願いでございますので、どうかひとつご理解をいただき、決定次第、ご案内申し上げますので、よろしくご参集のほどお願いをいたします。</p> <p>それでは、以上をもって本日の協議会をお開きとさせていただいてよろしゅうございますか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>加古議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、閉会に当たりまして、吉川町長さんよりごあいさつをお願いいたします。</p>
<p>岩波副会長</p>	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>今回は報告事項ばかりでございましたので、委員の皆さんには若干ご意見、思いがあったかと思っておりますけれども、ご理解をいただいた、このように受けとめさせていただき、またそうしたご意見はこれからの合併後に活かしてまいると、こういうことでご理解いただ</p>

加古議長

けたらと、このように考えます。

だんだんと一緒になる日が近づいてまいりまして、若干の不安と、うれしさでわくわくと、何か不思議な気持ちでございますけれども、10月24日に向けて、特に職員はあとのいろんな細かい調整をいたしてまいりますが、そうしたことにつきましても、ご指導なりご協力をいただけたらありがたい。

今後も順調に10月24日が迎えられますように、委員の皆さん方のご協力と、次、最終の10月5日の17回の協議会、ぜひとも全員ご出席いただきますようお願いを申し上げます、会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

どうもありがとうございました。

閉会 午後3時29分